ロ　第三十九条の二の三第一項第二号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　統計成果物の直接の利用目的が教育（第三十九条の二の三第一項第二号イに掲げる学校における教育に限る。）である旨
(2)　統計成果物を利用する学校及び学部学科の名称並びに授業科目の名称、目的及び内容並びに当該統計成果物を授業科目で利用する必要性及び期間
(3)　授業科目の実施結果を公表する方法
(4)　イ(3)及び(4)に掲げる事項
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項
ハ　第三十九条の二の三第一項第三号に該当する申出　次に掲げる事項
(1)　統計成果物が医療提供体制の確保に資する旨及びその内容
(2)　統計成果物を利用して行う事業等の名称、必要性、内容及び実施期間
(3)　統計成果物を利用して行つた事業等の内容を公表する方法
(4)　イ(3)及び(4)に掲げる事項
(5)　(1)から(4)までに掲げるもののほか、厚生労働大臣が特に必要と認める事項

2　委託申出者は、前項に規定する申出をするときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。
一　委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が個人である場合に限る。）及びその代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類
二　代理人によつて申出をするときは、代理権を証明する書面

3　厚生労働大臣は、第一項の規定により提出された委託申出書等に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、委託申出者に対して、説明を求め、又は当該委託申出書等の訂正を求めることができる。

4　委託申出者は、第一項の規定により提出した委託申出書に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする事項を厚生労働大臣に申し出なければならない。

第三十九条の二の二　厚生労働大臣は、前条第一項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に応じることが適当と認めるときは、委託申出者に対し、当該申出に応じて当該申出に係る統計の作成等を行う旨並びに当該統計の作成等に係る手数料の額及び納付期限を通知するものとする。

2　前項の通知を受けた委託申出者は、当該通知に係る統計の作成等の実施を求めるときは、納付する手数料の額及び納付方法その他必要な事項を記載した依頼書に、厚生労働大臣が当該統計の作成等に係る契約を行うために必要と認める書類を添付して、厚生労働大臣に提出するものとする。

3　前項の依頼書を提出する者は、納付期限までに手数料を納付しなければならない。

（新設）